自由民主党	支部の数	七五一四	平成二十一年十一月十八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一四	
新党日本	支部の数	四	平成二十一年十一月二十六日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四	
国民新党	支部の数	八五	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八五	
自由民主党	支部の数	七五一二	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一二	
みんなの党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏　名　川田　龍平 住　所　東京都千代田区永田町二―一―一 選出区分　参議院議員　東京都 選挙期日　平成十九年七月二十九日 同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していなかった。	
社会民主党	支部の数	二六五	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二六六	
社会民主党	支部の数	二六四	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二六四	
自由民主党	支部の数	七五〇三	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五〇三	

自由民主党	支部の数	七五一七	平成二十一年十一月十八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一七	
新党日本	支部の数	五	平成二十一年十一月二十六日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五	
国民新党	支部の数	八六	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八六	
自由民主党	支部の数	七五一四	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一四	
みんなの党	所属国会議員（所属国会議員となった）		
社会民主党	支部の数	二六六	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二六六	
社会民主党	支部の数	二六五	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二六五	
自由民主党	支部の数	七五一二	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一一	

みんなの党	支部の数	二五	平成二十一年十二月十七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三	
みんなの党	支部の数	二六	平成二十一年十二月二十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二六	
自由民主党	支部の数	七五〇一	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五〇一	
	支部の数	七五〇〇	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五〇〇	

	支部の数	二五	平成二十一年十二月十七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三	
みんなの党	支部の数	二五	平成二十一年十二月二十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二五	
自由民主党	支部の数	七五〇三	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五〇三	
	支部の数	七五〇一	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五〇一	

○法務省告示第四十六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、平成二十二年三月二十五日から施行する。

平成二十二年三月十五日

法務大臣　千葉　景子

債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第1　目的（法第1条関係）
第2　用語の定義（法第2条関係）
第3　本ガイドラインの適用対象者の範囲
第4　個人情報の利用目的に関する義務
　1　利用目的の特定（法第15条第1項関係）
　2　利用目的の変更（法第15条第2項・法第18条第3項関係）
　3　利用目的による制限（法第16条関係）
第5　機微（センシティブ）情報について
第6　個人情報の取得に関する義務
　1　適正な取得（法第17条関係）
　2　取得に際しての利用目的の通知等（法第18条関係）
第7　個人データの管理に関する義務
　1　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
　2　安全管理措置（法第20条関係）
　3　従業者の監督（法第21条関係）
　4　委託先の監督（法第22条関係）
第8　個人データの第三者提供に関する義務
　1　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第1項関係）
　2　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第1項関係）
　3　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第2項・第3項関係）
　4　「第三者」に該当しないもの（法第23条第4項・第5項関係）
第9　保有個人データの開示等に関する義務
　1　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
　2　保有個人データの開示（法第25条関係）
　3　保有個人データの訂正等（法第26条関係）
　4　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
　5　理由の説明（法第28条関係）
　6　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
　7　手数料（法第30条関係）
第10　苦情処理に関する義務（法第31条関係）
第11　個人情報保護に関する宣言の制定について
第12　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第13　勧告、命令等についての考え方
第14　ガイドラインの見直しについて